

事務事業評価調書 平成28年度行政評価（シート1）

所管部課名	健康福祉部	地域福祉課	作成日	平成28年8月2日	No.	10	
作成責任者(課長)氏名	鈴木 浩	作成者氏名	持田 文吾	電話	152		
事務事業名	成年後見活用あんしん生活創造事業						
開始時期	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	23年10月	<input type="checkbox"/> 不詳	区分	<input type="checkbox"/> 主要事業	<input checked="" type="checkbox"/> 実施計画事業	<input type="checkbox"/> その他
実施根拠	法令	条例	規則	要綱	計画	その他 ( )	1:義務規定 2:できる規定 3:方法等の規定
	法令等の名称	武蔵村山市成年後見活用あんしん生活創造事業実施要綱					
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 ( <input type="checkbox"/> 第1号法定受託事務 <input type="checkbox"/> 第2号法定受託事務 ) <input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 ( <input type="checkbox"/> 国庫補助対象 <input checked="" type="checkbox"/> 都補助対象 <input type="checkbox"/> 市単独 )						
	補助の内容(補助率等)	地域福祉推進区市町村包括補助(補助率 1/2)					
事務事業等の概要	対象: 何/誰に対して	原則として市内に住所を有する者					
	手段(全体概要): どういった方法(内容)で実施するのか ※具体的に記入	実施方法	<input type="checkbox"/> 直営	<input checked="" type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 市民協働・ボランティア	<input type="checkbox"/> 補助・助成等	<input type="checkbox"/> その他 ( )
	意図: どのような状態にすることを旨とするのか	社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会と委託契約を締結して実施し、同協議会内に設置した成年後見制度推進機関において、成年後見制度の積極的な活用を図るため、成年後見制度に関する利用相談、利用手続の支援、成年後見人等への情報提供、関係機関との連携・連絡等を行うとともに、制度の広報、普及啓発等に努める。					
	実施結果: どうなったのか (27年度実績)	相談等件数:延べ727件(申立手続支援件数含む) 申立件数:12件(本人申立2件・親族申立8件・市長申立2件)					
類似事業の有無	<input type="checkbox"/> あり	実施部課(団体)名					
	<input checked="" type="checkbox"/> なし	類似事業名					
事業環境の変化	高齢化の進展や核家族化の進行により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等が増加しており、今後も本事業における相談件数等の増加が見込まれる。						
他市等の状況	総論 ※26市等の状況	26市全市が実施している。					
	立川市	相談等件数:延べ610件(申立手続支援件数含む) 申立件数:34件(本人申立2件・親族申立8件・市長申立24件)					
	東大和市	相談等件数:延べ396件(申立手続支援件数含む) 申立件数:13件(本人申立1件・親族申立11件・市長申立1件)					
市民・議会等からの意見	議会から「成年後見制度は専門性が求められる重要な市民サービスとして専門部署を創設して取り組む必要がある」との要望があった。						
【評価指標】		指標名	単位	説明・計算式			
活動指標	①	相談・支援件数	件	当該年度内の延べ相談・支援件数			
	②						
成果指標	①	申立件数	件	当該年度内の申立実績件数			
	②						
費用・成果の推移		平成26年度決算	平成27年度決算	平成28年度予算	備考		
事業費(千円)		6,335	6,402	6,706			
うち一般財源		3,168	3,201	3,353			
所要人員(人)							
総コスト(千円)		6,335	6,402	6,706			
活動指標	①	1,057 件	727 件	1,000 件			
	②						
成果指標	①	13 件	12 件	15 件			
	②						

一 次 評 価	必然性 ・市の関与、税金の投入は適切か ・都や民間との役割分担は適切か	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある	判断能力が不十分となった市民に対して、相談窓口を設け、成年後見制度や他の福祉サービスにつなげる事は、対象者の地域での安全安心な生活のために必要であり、市の積極的な関与が必要である。
	有効性 ・市民ニーズに適合し、効果が出ているか ・時代遅れではないか	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある	本市は高齢化率が高い地域もあり、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等も増加していることから、当該事業の推進は重要である。また、当該事業の新規相談件数も増加している。(平成26年度45件、平成27年度50件)
	手段の妥当性 ・手段に見直しの余地はないか ・他の事業と連携や統合はできないか	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの余地はない(ほとんどない) <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある	本事業は社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会への委託事業であるが、同協議会が従前より権利擁護に関する事業を実施してきたことから、経験に基づいた確かな支援につながっており、委託により実施することは適切であると考えます。
	効率性 ・費用対効果に改善の余地はないか ・コスト削減の余地はないか	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 効率的である <input type="checkbox"/> 非効率的な点がある	本事業の活動指標である相談・支援件数等を考慮すると、一定程度の事務量が発生していることから、社会福祉協議会に業務を委託し、専門的に実施することで効率性が図られていると考えます。
	達成度 ・目標水準を達成できたか ・達成できなかった原因は何か	(説明) <input type="checkbox"/> 目標以上 <input checked="" type="checkbox"/> ほぼ目標どおり <input type="checkbox"/> 目標以下	相談等件数は、近隣市と比較しても多いことから、本事業における一定の成果はあると考えられるが、今後も引き続き講演会等を実施し、成年後見制度の普及啓発に力を入れていく必要がある。
	公平性 ・対象要件は適切か ・受益者負担は適切か ・地域差はないか	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある	認知症高齢者や障害等で判断能力が不十分な方々が主な対象となるが、任意後見制度の相談については、全市民を対象にしており、公平性は保たれていると考えます。
	○廃止・休止した場合の影響 ※いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 影響は大きい <input type="checkbox"/> 影響は小さい <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 廃止不可能	【今後の方向性】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input checked="" type="checkbox"/> 継 続 <input type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止	【総合的意見】 高齢者や障害者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるように必要な支援等を行うことは、市の重大な責務であるため、今後、社会環境の変化に伴い市民のニーズが変化していく中で、的確なニーズの把握に努め、必要な事業運営を図っていく必要がある。
(説明) ※その影響等を具体的に記入 本事業を廃止した場合、成年後見制度の利用等に繋がらず、判断能力の不十分な市民の財産管理や身上監護を行う者が不在となり、本人の安全安心な生活が脅かされるケースが多数発生することが予測される。			
二 次 評 価	【今後の方向性】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input checked="" type="checkbox"/> 継 続 <input type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止	【総合的意見】 本事業は、成年後見制度の積極的な活用を支援することにより、判断能力が不十分となった市民の生活の安定と向上に寄与するものであるため、今後も継続することが適当である。 なお、取組内容の一部について、関係機関との間に重複が見られるため、役割分担を明確にし、相談窓口の整理合理化について検討することが肝要である。	
行政評価委員会意見	本事業は、判断能力が不十分な方々を支援する上で必要な制度であり、今後も継続することが適当である。 他方、本事業は、支援を必要とする方の申出により活用される事業であり、親族等がいない一人暮らし高齢者など、真に支援を必要とする方や、将来的に支援を受けたいと考えている方に対しては、効果的に活用されていないと思料する。 よって、今後は、本事業の積極的な周知に努めるとともに、利用者のニーズに応じた体制づくりについて、検討していくことを求めたい。		